

## 桐生厚生総合病院施設使用要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条第3項並びに桐生地域医療企業団桐生厚生総合病院行政財産使用料規則(昭和63年10月25日規則第5号。以下「規則」という。)第8条の規定に基づき、桐生厚生総合病院の会議室等(以下「病院施設」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (施設の使用及び承認)

第2条 病院施設を使用しようとする者は、施設使用許可申請書(様式第1号)を提出し、あらかじめ院長の承認を受けなければならない。ただし、職員が使用しようとする場合は、この限りでない。

- 2 前項の申請書は、使用しようとする日前10日までに提出しなければならない。
- 3 院長は、前項の施設使用許可申請書によって使用の承認又は不承認を決定し、不承認の場合は、その旨を知らせるものとする。
- 4 院長は、前項の使用の承認に際し、管理上必要な条件を付することができる。

### (使用承認の基準)

第3条 次に掲げる各号のいずれかに該当した場合は、病院施設使用を承認することができない。

- (1) 社会的な秩序を乱し又は、風俗を害すると認められるもの。
- (2) 営利を目的とした使用と認めるとき。
- (3) 病院施設又は器具を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (4) 使用者が入場料その他これに類する対価を徴収するものであるとき。ただし、院長において適当と認めるものを除く。
- (5) 宗教的な活動のための使用と認めるとき。
- (6) 特定の政党その他政治団体等の利害を目的とした使用と認めるとき。
- (7) 病院運営に支障があると認めるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、病院施設を使用することが不相当であると認められたとき。

### (使用行為の制限)

第4条 病院施設の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 病院施設の使用を承認された使用目的以外に使用し又は、その権利を譲渡し若しくは、転貸すること。
- (2) 病院施設内外を不潔、乱雑にすること。
- (3) 承認を得ないで、工作その他の設備を施すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、禁止したこと。

(使用許可の取り消し等)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) 使用許可の申請事項に不実の記載があったとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当したとき。
- (4) 次条の規定に違反したとき。
- (5) 病院運営上、緊急時も含め、当該施設を使用する必要性が生じたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、不適當であると判断するとき。

(使用料)

第6条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 既納の使用料は、原則還付しない。

(使用料の減免)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し又は、免除することができる。ただし、第1号の場合は全額、第2号及び第3号の場合は十分の八を還付する。

- (1) 天災地変その他使用者の責に帰せられない事由により使用することができないとき。
- (2) その他院長がやむを得ないと認めるとき。

(現状回復の義務)

第8条 使用者は、病院施設の使用を終了したとき(第5条の規定により使用許可を取り消された場合を含む。)は、直ちに病院施設を原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償の義務)

第9条 使用者は、故意又は過失により、病院施設を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、相当の理由があると認めるときは、全部又は一部を免除することができる。

(病院施設使用上の順守事項)

第10条 使用者は、次の各号を順守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた以外の病院施設を使用しないこと。
- (2) 許可を受けないで火気を使用しないこと。
- (3) 収容定員を超えて入場させないこと。
- (4) 次に掲げる者を入場させないこと。

ア. 感染症患者、精神異常者、めいてい者

イ. 火薬類、凶器その他危険物を携帯し又、動物を連行する者

ウ. 身体、衣服が著しく汚れ、破れて、他人に迷惑となるおそれのある者

エ. 施設内の秩序、風俗を乱すおそれのある者

- (5) 火災、盗難の発生を防止し、使用に係る施設における秩序を保つこと。
- (6) 病院施設内で寄付金品の募集を行わないこと。ただし、許可を受けたときは、この限りでない。
- (7) 病院施設内で物品の売買をしないこと。ただし、許可を受けたときは、この限りでない。
- (8) その他病院職員の指示に従うこと。

第11条 使用者は、病院職員が施設管理上の必要により、その病院施設に立ち入る場合は拒むことができない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、病院施設使用に関し必要な事項は院長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別表(第6条関係)

(施設使用 1 回につき)

使用施設	収容人数	基本使用料
2階ミーティング室	8名	5,500円
2階講堂(大)	70名	5,500円
2階講堂(小)	20名	5,500円
2階小会議室	10名	5,500円
3階第1会議室	30名	5,500円
3階第2会議室	12名	5,500円
5階東病棟会議室	16名	5,500円
その他病院施設	若干名	5,500円

(備考) 使用に係る光熱水費を含み、備品使用時の料金は別に定める。

様式第1号(第2条関係)

施設使用許可申請書

[別紙参照]